〇 垂直積雪量計算について

津山市建築基準法施行細則第20条 政令第86条第3項の規定により、市長が定める 垂直積雪量は、別表(い)欄に掲げる町又は字の区域に応じて、同表(ろ)欄の式により計算した数値とする。

別表 (第20条関係)

(い) 町又は字の区域		(ろ) 垂直積雪量を求める数式
阿波	(旧 阿波村)	$d=(h-424)\times 0.0036+2.11$
加茂町物見, 加茂町河井, 加茂町山	下,加茂町知和,	$d=(h-235)\times 0.0036+0.82$
加茂町青柳, 加茂町塔中, 加茂町小中	原, 加茂町斉野谷,	
加茂町戸賀,加茂町黒木,加茂町倉身	見,加茂町宇野,	
加茂町原口, 加茂町行重, 加茂町楢井, 加茂町百々,		
加茂町中原, 加茂町成安, 加茂町下海	津川,加茂町公郷,	
加茂町桑原, 加茂町小渕	(旧 加茂町)	
新野東, 西上, 西中, 西下, 新野山洲	肜, 日本原, 市場,	$d=(h-172)\times 0.0004+0.40$
大岩,大吉,奥津川,上村,中村,杉宮,坂上,原,		
安井, 上野田, 下野田	(旧 勝北町)	
坪井上, 坪井下, 中北上, 宮部上, 宮部下, 中北下,		$d=(h-129)\times 0.0004+0.50$
南方中,一色,神代,久米川南,領家,宮尾,くめ,		
戸脇,桑下,桑上,福田下,八社,油木下,油木上,		
油木北, 里公文, 里公文上	(旧 久米町)	
上記に掲げる区域以外の区域	(旧 津山市)	$d=(h-100)\times 0.0004+0.40$

この表において、dおよびhは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- d 垂直積雪量(単位 メートル)
- h 建築物の建築場所の標高(単位 メートル)
- ※津山市は政令第86条第2項による多雪区域の指定はありません。

○ 風圧計算について (平成 12 年 5 月 31 日建設省告示 1454 号)

- (1) 地表面粗度区分は、津山市全域 Ⅲ (津山市は粗度区分 I、Ⅱ及びIVは定めていません。)
- (2) 風速 Vo は、津山市: Vo=30(m/秒)